

国自整第153号の3
令和4年9月30日

関東運輸局自動車技術安全部長 殿

国土交通省自動車局整備課長
(公印省略)

大型車のホイール・ナットの緊急点検等の実施について（協力依頼）

令和4年2月に設置した「大型車の車輪脱落事故防止対策に係る調査・分析検討会」において、大型車の車輪脱落事故事例について調査、分析するとともに、大型車の使用者やタイヤ脱着作業員に対するヒアリング調査を行ったところ、タイヤ脱着作業時のワッシャ付きホイール・ナットの点検、清掃や各部位への潤滑剤の塗布、さらにはホイール・ナットが円滑に回るかの確認等やタイヤ脱着作業後の増し締めが実施されていない等の問題点が確認されております。

これらの状況を踏まえ、「大型車の車輪脱落事故防止対策に係る連絡会」で取りまとめた大型車の車輪脱落事故防止「令和4年度緊急対策」においては、大型車の使用者に対して、適切なタイヤ脱着作業や保守管理の重要性について周知・啓発を図るとともに、新車から4年を経過した大型車を対象に、ホイール・ボルトやナットの点検整備が適切に実施されているかを確認するための緊急点検を要請することとされています。

今般、大型自動車メーカー（4社）より連絡があり、以下のとおり大型車の使用者に対して通知（詳細については別添参照）を行うこととなっております。国土交通省としても大型自動車メーカーと連携して、大型車の使用者に対してダイレクトメールの郵送を行っておりますのでご了知願います。

また、関係団体あて別紙のとおり通知したことを申し添えます。

1. 適切な点検整備の実施方法

大型車の使用者に対して、タイヤ脱着作業時の適切なホイール・ボルトやナットの点検整備等の実施方法の周知。

2. ホイール・ナットの緊急点検

車齢4年以上の大型車（2018年9月30日以前に登録された大型車）の使用者に対して、1. の内容に加え、ホイール・ナットの緊急点検のお願い。

なお、緊急点検の結果、劣化したホイール・ナットの交換が必要な場合は、大型自動車メーカー（4社）より左側後輪分の新品のホイール・ナットを無償提供。

※大型車とは、車両総重量8トン以上のトラック又は乗車定員30人以上のバス



(別添1)の長 殿

国土交通省自動車局整備課長
(公印省略)

大型車のホイール・ナットの緊急点検等の実施について（協力依頼）

令和4年2月に設置した「大型車の車輪脱落事故防止対策に係る調査・分析検討会」において、大型車の車輪脱落事故事例について調査、分析するとともに、大型車の使用者やタイヤ脱着作業者に対するヒアリング調査を行ったところ、タイヤ脱着作業時のワッシャ付きホイール・ナットの点検、清掃や各部位への潤滑剤の塗布、さらにはホイール・ナットが円滑に回るかの確認やタイヤ脱着作業後の増し締めが実施されていない等の問題点が確認されております。

これらの状況を踏まえ、「大型車の車輪脱落事故防止対策に係る連絡会」で取りまとめた大型車の車輪脱落事故防止「令和4年度緊急対策」においては、大型車の使用者に対して、適切なタイヤ脱着作業や保守管理の重要性について周知・啓発を図るとともに、ホイール・ボルトやナットの点検整備が適切に実施されているかを確認するための緊急点検を要請することされています。

今般、大型自動車メーカー（4社）より、以下のとおり大型車の使用者に対して通知（詳細については別添参照）を行う旨の連絡があったので、貴会におかれましても本取組の実施にご理解いただき、大型車のホイール・ナットの緊急点検等の実施に御協力頂きますよう、貴会傘下会員への周知方、御協力の程よろしくお願いいたします。

1. 適切な点検整備の実施方法

大型車の使用者に対して、タイヤ脱着作業時の適切なホイール・ボルトやナットの点検整備等の実施方法の周知。

2. ホイール・ナットの緊急点検

車齢4年以上の大型車（2018年9月30日以前に登録された大型車）の使用者に対して、1.の内容に加え、ホイール・ナットの緊急点検のお願い。

なお、緊急点検の結果、劣化したホイール・ナットの交換が必要な場合は、大型自動車メーカー（4社）より左側後輪分の新品のホイール・ナットを無償提供。

※大型車とは、車両総重量8トン以上のトラック又は乗車定員30人以上のバス

関係団体

公益社団法人 全日本トラック協会
公益社団法人 日本バス協会
一般社団法人 全国自家用自動車協会

(別添2)の長 殿

国土交通省自動車局整備課長
(公印省略)

大型車のホイール・ナットの緊急点検等の実施について（協力依頼）

令和4年2月に設置した「大型車の車輪脱落事故防止対策に係る調査・分析検討会」において、大型車の車輪脱落事故事例について調査、分析するとともに、大型車の使用者やタイヤ脱着作業者に対するヒアリング調査を行ったところ、タイヤ脱着作業時のワッシャ付きホイール・ナットの点検、清掃や各部位への潤滑剤の塗布、さらにはホイール・ナットが円滑に回るかの確認やタイヤ脱着作業後の増し締めが実施されていない等の問題点が確認されております。

これらの状況を踏まえ、「大型車の車輪脱落事故防止対策に係る連絡会」で取りまとめた大型車の車輪脱落事故防止「令和4年度緊急対策」においては、大型車の使用者に対して、適切なタイヤ脱着作業や保守管理の重要性について周知・啓発を図るとともに、ホイール・ボルトやナットの点検整備が適切に実施されているかを確認するための緊急点検を要請することされています。

今般、大型自動車メーカー（4社）より、以下のとおり大型車の使用者に対して通知（詳細については別添参照）を行う旨の連絡があったので、貴会におかれましても本取組の実施にご理解いただき、大型車の使用者からホイール・ナットの緊急点検等の依頼があった際には、別添に基づき適切に緊急点検を実施いただきますよう、貴会傘下会員への周知方、御協力の程よろしくお願いいたします。

1. 適切な点検整備の実施方法

大型車の使用者に対して、タイヤ脱着作業時の適切なホイール・ボルトやナットの点検整備等の実施方法の周知。

2. ホイール・ナットの緊急点検

車齢4年以上の大型車（2018年9月30日以前に登録された大型車）の使用者に対して、1.の内容に加え、ホイール・ナットの緊急点検のお願い。

なお、緊急点検の結果、劣化したホイール・ナットの交換が必要な場合は、大型自動車メーカー（4社）より左側後輪分の新品のホイール・ナットを無償提供。

※大型車とは、車両総重量8トン以上のトラック又は乗車定員30人以上のバス

関係団体

一般社団法人 日本自動車整備振興会連合会
一般社団法人 日本自動車販売協会連合会
全国タイヤ商工協同組合連合会
一般社団法人 日本自動車タイヤ協会